

令和6年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

2. 事業目的

平成27年度から同一の半島地域である三重県・奈良県・和歌山県が協働し、紀伊半島地域を1つのエリアとして移住プロモーションを実施することにより情報発信力を高め、紀伊半島地域（別紙1参照）への移住・定住の促進や関係人口の創出の取組を展開してきた。

コロナ禍を契機に、人々の働き方や暮らし方に対する価値観に変化が見られ、地方との関わり方も多様化している。そのような中で、紀伊半島における関係人口の創出や移住・定住の促進を図るためには、紀伊半島という地域が有する多様な魅力を広く発信し、認知度の向上や興味・関心の喚起を図る必要がある。

本業務では、マスメディアを活用した情報発信や東京都内におけるプロモーションイベントを通して、紀伊半島におけるライフスタイルや地域の魅力を発信することで、紀伊半島との関わり方に関するアイデアを得てもらい、地域との継続的な関わりや交流を促進することを目的とする。

<ターゲット>

概ね20代～40代の首都圏在住で（首都圏に拠点がある）、移住や地方創生に対する感度の高いイノベティブな層

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

4. 業務内容

事業目的達成のため、以下の内容を基本としたプロモーション事業を行う。

(1) 雑誌やWEB媒体等のマスメディアを活用した情報発信

紀伊半島各地域への理解を深化させ、自身のライフスタイルに合った地域への移住を促進することを目的とし、効果的かつ広域的に情報発信を行うこと。

① 記事の制作・掲載

- ・ 首都圏在住で移住に関心がある方へ向けて、紀伊半島各地域の特長やライフスタイル等に関する情報を提示し、紀伊半島との関わり方、暮らし方に関するアイデアを得てもらうことを目的として、記事を制作し発信すること。
- ・ 目的を踏まえ、記事の適切な規格を提案すること。
- ・ ターゲットとなる層に確実に訴求する媒体に記事を掲載すること。
- ・ 県や地元自治体等が所有するポータルサイトや SNS の URL 等を掲載する等、自治体が管理する既存のコンテンツに閲覧者を誘導するよう工夫をすること。
- ・ (2) で示すイベントの告知を掲載し、イベントの集客につなげること。
- ・ その他 SNS 広告など閲覧数向上に有効な手段があれば提案すること。

② その他

- ・ 記事の校正スケジュール、掲載時期の調整等記事作成配信全般に係る調整を行うこと。
- ・ 二次利用可能な写真、画像、原稿等を委託者へ納品すること。
- ・ 委託費には受託者の取材に必要な交通費等記事作成、納品に係る必要経費を含めること。
- ・ 経費の支払いは速やかに行うこと。
- ・ その他詳細は委託者と協議の上決定すること。

(2) 東京都内でのイベント実施

参加者が、紀伊半島におけるライフスタイルを具体的に想起できるよう、東京都内においてターゲット層を対象としたプロモーションイベントを実施すること。

① 企画運営

- ・ ターゲットである概ね 20 代～40 代の首都圏在住で（首都圏に拠点がある）、移住や地方創生に対する感度の高いイノベーティブな層の集客を見込むことができる適切な会場、開催曜日及び時間帯を提案すること。
- ・ 一方的な講義形式ではなく、参加者が紀伊半島を身近に感じられるよう、登壇者と参加者や、参加者同士が交流できるようなプログラムを盛り込むこと。
- ・ 各自治体の移住関連イベントや相談窓口を案内する機会を設ける等、本イベントが一過性のものとならず、継続的に地域との関わり方について検討できるような方法を提案すること。

- ・ 会場及び運営に必要な備品は受託者で手配すること。
- ・ 円滑なイベントの実施ができるよう会場設営を行うこと。
- ・ バックボードやイベント名を記載した看板、会場誘導サイン、プログラム看板等を設置すること。設置場所の選定に際しては、会場管理者に確認を行うこと。
- ・ イベント当日の受付業務を行うこと。
- ・ 会場レイアウト、イベントの進行シナリオ、進行台本等を作成し、事前に委託者へ提供すること。
- ・ 事前に打合せやリハーサル等を実施し、段取りの確認を行うこと。
- ・ イベント当日の全体進行管理を行い、司会が必要な場合は手配すること。
- ・ イベント終了後、会場の原状復帰を図ること。

② 集客

- ・ 集客目標を設定し、目標達成のための集客方法を提案すること。
- ・ 申込みフォームを作成し、参加者申込みのとりまとめを行うこと。
- ・ 申込み状況について委託者へ適宜報告すること。
- ・ 参加者からの問い合わせがあった場合は対応すること。

③ 参加者アンケートの実施

- ・ イベント後、参加者アンケートを実施し集計すること。
- ・ アンケートの内容は事前に委託者と調整を行うこと。

④ その他

- ・ イベントの開催に必要な関係機関との各種申請及び諸手続きが発生する場合は、受託者が行うこと。
- ・ 委託費には会場の使用料、交通費、出演者への謝金・旅費等イベント運営に係る必要経費を含めること。
- ・ 経費の支払いは速やかに行うこと。
- ・ その他詳細は委託者と協議の上決定すること。

(3) 業務実施報告書の作成

- ・ 各業務の実施概要、記録写真等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・ (2) ③で実施する参加者アンケートの結果を記載すること。
- ・ 報告書については、外部への説明等に活用するため、原則 Microsoft Office を使用し、編集可能な形で提出すること。
- ・ 報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

5. スケジュール（予定）

委託者が想定する業務実施スケジュールは以下のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは委託者と協議し決定することとするが、業務の目的や内容を踏まえて現実的かつ効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

令和6年	8月	キックオフ会議（スケジュール確認等）
	8月～10月	記事の制作のための情報収集・掲載記事確定
	10月～11月	記事掲載
	8月～12月	東京都内でのイベント実施に向けた準備・広報
	1月	東京都内でのイベント実施
令和7年	3月	実施報告書の提出

6. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、委託者からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ること。

7. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

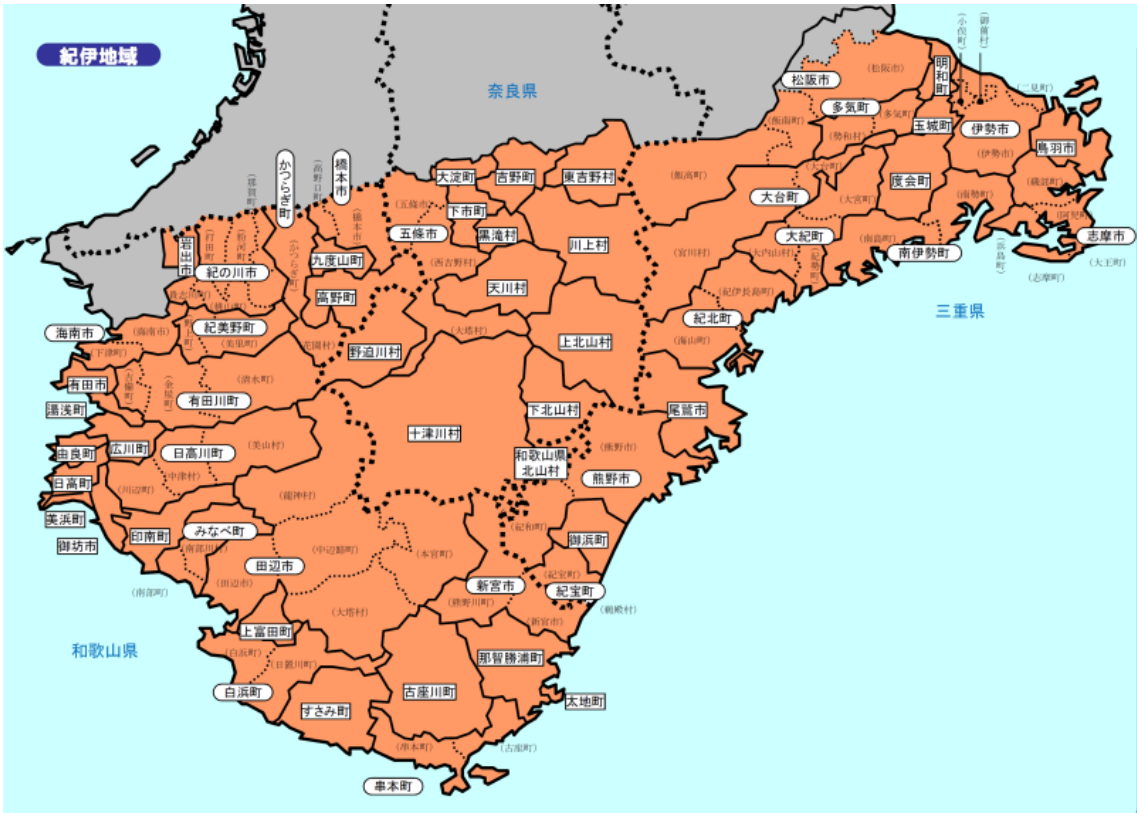
- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、委託者と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜委託者に報告する等、委託者との連絡調整を十分に図ること。また、委託者との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに委託者に提出すること。

- ② 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙 2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ③ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ④ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、対処するものとする。

紀伊半島地域



- 三重県 伊勢市、松阪市（一部）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
- 奈良県 五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
- 和歌山県 海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的

のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号。以下「個人情報保護法」という。）という。）及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人

情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。